|  |
| --- |
| **５０４３．輸入申告変更（沖縄特免制度）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＯＴＥ | 輸入申告変更（沖縄特免制度） |

１．業務概要

輸入申告後に「輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）（ＯＴＡ０１）」業務で登録した情報を使用し、輸入申告変更（沖縄特免制度）（以下、「輸入申告変更」という。）を行う。

輸入許可前貨物引取（以下、「ＢＰ」という。）承認申請変更の場合は、担保引落とし済であれば即時にＢＰ承認となり、輸入申告変更の場合は、納付すべき税額がない場合に、即時に輸入許可となる。

ＢＰ承認となり、ＢＰ申請事由コ－ドに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」が登録されている場合は、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降に輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、「ＩＢＰ」という。）に係る審査終了を自動起動する旨を登録する。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

２．入力者

通関業

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている申告者と同一であること。

③システムに通関士として登録されていること。ただし、輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに通関士審査済の旨が登録されている場合を除く。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

なし。

（３）輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢチェック

①入力された輸入申告番号が輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに存在すること。

②輸入申告事項の登録が完了していること。

（ＯＴＡ０１業務でエラーがないこと。）

③輸入申告がされていること。

④輸入申告変更がされていないこと。

⑤以下の登録がされていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

⑥通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。

（４）適用法令等チェック

輸入申告変更事項登録日と本業務が行われた日が異なる場合は、以下のチェックを行う。

（Ａ）原産地関連チェック

輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている原産地コードについて、以下のチェックを行う。

ただし、原産地コードに「ＪＰ」が登録されている場合は、チェックを行わない。

①原産地コードがシステムに存在すること。

②輸入申告変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に原産地の税率適用状況の登録内容に変更がないこと。

（Ｂ）特恵例外関連チェック

特恵税率が適用されていて、輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが特恵例外ＤＢに登録されている場合は、本業務が行われた日が特恵停止期間内でないこと。

（Ｃ）輸入品目関連チェック

輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている品目コードについて、以下のチェックを行う。

①品目コードが輸入品目ＤＢに存在すること。

②輸入申告変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入品目ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入品目ＤＢに登録されている有効期限内であること。

④特恵税率が適用されている品目で、特恵税率の適用方式がエスケープ・クローズ方式の場合は、本業務が行われた日が輸入品目ＤＢに登録されている特恵適用期間内であること。

（Ｄ）特恵管理関連チェック

特恵税率が適用されていて、輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている品目コードに係る特恵項名及び原産地に係る国名コードの組み合わせが特恵管理ＤＢに登録されている場合は、本業務が行われた日が特恵適用期間内であること。

（Ｅ）内国消費税等種別関連チェック

輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている内国消費税等種別コードについて、以下のチェックを行う。

①内国消費税等種別コードが内国消費税等種別ＤＢに存在すること。

②輸入申告変更事項登録日から本業務が行われた日までの間に内国消費税等種別ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が内国消費税等種別ＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｆ）特別緊急関税対象品目関連チェック

輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている品目コードがＳＳＧ対象品目ＤＢに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合で、価格チェック対象の場合は、課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと。＊１

（＊１）チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、ＥＰＡに基づく税率が適用された場合で、システムに特別緊急関税対象品目チェックを不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

（Ｇ）ＬＤＣ特恵除外関連チェック

特別特恵税率が適用されていて、輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている品目コード及び原産地に係る国名コードの組み合わせがＬＤＣ特恵除外ＤＢに登録されている場合は、本業務が行われた日が特別特恵停止期間内でないこと。

（Ｈ）ＥＰＡ関連チェック

適用された関税率が、ＥＰＡに基づく税率の場合に、以下のチェックを行う。

①輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、ＥＰＡの適用可能とＥＰＡ税率管理ＤＢに登録されていること。

②輸入申告変更事項登録日から本業務が行われた日までの間にＥＰＡ税率管理ＤＢの登録内容に変更がないこと。

③輸入申告変更事項登録日から本業務が行われた日までの間にＥＰＡ／ＦＴＡ国管理ＤＢの登録内容に変更がないこと。

④輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、ＥＰＡ適用期間内であること。

（５）口座関連チェック

輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに口座番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①口座番号が口座ＤＢに存在すること。

②入力者が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。

（６）担保関連チェック

ＢＰ承認申請の場合は、以下のチェックを行う。

ただし、ＢＰ承認が行われている場合は、チェックを行わない。

（Ａ）存在チェック

担保登録番号が担保ＤＢに存在すること。

（Ｂ）担保提供者チェック

入力者が担保ＤＢに登録されている担保提供者コードと同一であること。

（Ｃ）引落とし可能期間チェック

本業務が行われた日が担保ＤＢに登録されている引落とし可能期間内であること。

（Ｄ）担保提供原因チェック

担保登録番号にＢＰ承認申請用の担保提供原因が登録されていること。

（Ｅ）担保使用可能官署チェック

あて先税関官署において使用可能な担保であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）利用者用整理番号払出し処理

すでに払い出されている利用者用整理番号を引き継ぐ。

（３）輸入申告登録処理

（Ａ）ＢＰ承認申請変更の場合

処理結果及びＢＰ承認申請変更された旨を輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録する。

（Ｂ）輸入申告変更の場合

（ａ）輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢ処理

処理結果及び輸入申告変更された旨を輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録する。

（ｂ）資金ＤＢ処理

納付すべき税額がある場合に、以下の処理を行う。

①輸入申告変更された旨を資金ＤＢに登録する。

②税科目毎に納付すべき税額を資金ＤＢに登録する。

（Ｃ）担保引落とし処理

ＢＰ承認申請変更の場合で輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに担保額が登録されている場合は、以下の処理を行う。

（ａ）引落とし処理

担保ＤＢに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録されている担保提供原因毎の担保額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

①引落とし結果を担保ＤＢに登録する。

②担保提供原因毎に引落とし結果を担保引落とし回復ＤＢに登録する。

③担保引落とし済みの旨を輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録する。

（ｂ）担保残高不足処理

担保残高が不足している場合は、担保残高不足の旨を輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録する。

本処理が行われた場合は、注意喚起メッセージ出力処理まで以降の処理を行わない。

（Ｄ）納付処理

輸入申告変更の場合で、納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

（ａ）リアルタイム口座処理

納付方法が口座振替の場合で、かつ、リアルタイム口座を利用して納付する場合は、以下の処理を行う。

①納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をＭＰＮ納付ＤＢに登録する。

②リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録する。

③口座残高不足の旨を資金ＤＢに登録する。

④口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Ｗｅｂサーバ向けに送信する。

（ｂ）ＭＰＮ処理

納税方式が即納の場合であり、かつ、納付方法がマルチペイメントネットワーク（以下、「ＭＰＮ」という。）の場合は、納付番号及び確認番号を払い出し、あて先税関官署、輸入申告番号及び納期限が同一の科目の納付情報を１つにまとめ、ＭＰＮ納付ＤＢに登録する。

（Ｅ）輸入許可処理

輸入申告変更の場合であり、かつ、すべての税科目について納付すべき税額がない場合は、以下の処理を行う。

（１）輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢ処理

輸入許可された旨及び削除対象とする旨を輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録する。

（２）資金ＤＢ処理

輸入許可された旨を資金ＤＢに登録する。

（Ｆ）ＢＰ承認処理

ＢＰ承認申請変更の場合であり、かつ、担保引落とし済みの場合または担保額がない場合は、以下の処理を行う。

①ＢＰ承認された旨を輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに登録する。

②輸入申告（沖縄特免制度）ＤＢに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」に係るＢＰ申請事由コードが登録されている場合は、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降にＩＢＰに係る審査終了を行う旨を登録する。

（４）注意喚起メッセージ出力処理

担保残高不足処理が行われた場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

（５）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸入申告控（沖縄特免制度）情報等＊２ | 輸入申告変更を行った場合で輸入許可とならなかった場合は、輸入申告変更控（沖縄特免制度）として出力 | 入力者 |
| ＢＰ承認申請変更を行った場合でＢＰ承認とならなかった場合は、輸入許可前貨物引取承認申請変更控（沖縄特免制度）として出力 | 入力者 |
| 輸入申告変更を行った場合で、かつ、納付すべき税額がない場合は、輸入許可通知兼申告変更控（沖縄特免制度）として出力 | 入力者 |
| ＢＰ承認申請変更を行った場合で、担保引き落とし済みの場合は、輸入許可前貨物引取承認通知兼申請変更控（沖縄特免制度）として出力 | 入力者 |
| 納付書情報（直納） | 輸入申告変更を行った場合で、かつ、以下の条件を満たす場合に税科目毎出力  ①納付すべき税額がある  ②納付方法が直納である | 入力者 |
| 許可・承認貨物（沖縄特免制度）情報 | 輸入許可またはＢＰ承認となった場合  なお、システム不参加蔵置場で通関した場合は、蔵置場へは出力しない | 通関蔵置場及び  税関（通関担当部門） |
| 担保不足通知情報 | 担保引落とし処理で担保引落とし残高が不足した場合 | 入力者 |
| 納付番号通知情報 | 輸入申告変更を行った場合で、かつ、以下の条件を満たす場合に出力  ①納付すべき税額がある  ②納付方法がＭＰＮである | 入力者 |

（＊２）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０３「輸入申告控（沖縄特免制度）情報等について」を参照。